

三豊市農業委員会 12月定例総会議事録

5. 書記

主事 土井 太陽

令和7年12月15日午後3時00分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】

(出席○・欠席-)

堀江 博	○	岡根 譲	○	石原 �剛	○
く山 瞳士	○	く岡 恒男	○	森 啓二	○
石井 秀一	○	小畠 忠司	○	湯口 貞明	○
糸川 桂市	○	藤田 幸治	○	安藤 健一	○
前谷 晃年	○	福岡 伸也	○	筒井 義朝	○
長堀 和行	○	金丸 喜正	○	松永 克喜	-
木下 一雄	○	浪越 久司	○	細川 高文	○
細川 未恵	○	平尾 美紀	○	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

近藤 武	○	村上 忠義	○	大西 歳治	-
竹内 巧	○	関 秀一	○	松永 雄二	○
く木 幸男	-				

2. 署名委員

14番 福岡 伸也
24番 山岡 正士

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主任 糸川 剛史

6. 議題

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第 1号 | 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告) |
| 議案第 2号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告) |
| 議案第 3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について |
| 議案第 4号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について |
| 議案第 5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について |
| 議案第 6号 | 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について |
| 議案第 7号 | 非農地通知の件について |
| 議案第 8号 | 農用地利用集積等促進計画の件について |
| 議案第 9号 | 地域計画変更の意見聴取について |
| | その他の件について |

7. 開会

【午後3時00分】

事務局長

ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会12月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会長

皆さん、こんにちは。大変気温が下がり年末を控えたお忙しい中、委員さん並びに推進委員の皆さんには出席していただきありがとうございます。また、先日の研修会にも積極的に参加していただき現在の農地の荒れ具合や借り手の不足など課題が多く見受けられたと思います。そのような中で農地のパトロールであったり、貸し借りの斡旋であったり方法はいくつかありますが、今後も農地に関するお世話を引き続きお願ひしたいと思います。本日の議案は多くありません。議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は18番 松永 克喜 委員から欠席の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は23名で定足数に達しております、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願ひいたします。推進委員の皆様は意見を述べられますが、採決には参加できません。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会12月定例総会を開会します。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号14番 福岡 伸也 委員、議席番号24番 山岡 正士 委員のご両名にお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいているまになります。それでは、これより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

〔議案第1号 番号1号から番号11号を朗読〕

以上11件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ご質問ございますか。

一 同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の11件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔議案第2号 番号1号を朗読〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ございますか。

〔なしの声あり〕

議長

一 同

議長

ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の1件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。なお番号11号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限に該当する案件となりますので、関係する委員の退席をお願いし、この案件を先に審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔なしの声あり〕

一 同

議長

異議なしと認めます。それでは、関係する委員の退席を求めます。

〔関係委員退席〕

議長

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号11号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明させていただきます。

〔議案第3号 番号11号を朗読〕

議長

以上1件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

14番

番号11号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。以前の譲受人が農業を廃止するということで次の譲受人を探していましたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人と隣に設置されている農業用倉庫とともに売買の話がまとまり今回の申請となりました。小麦を作付けするということで、これまで大規模に作られていましたため

	特に問題ないと思います。	7 番	番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが、譲渡人が高齢のため管理ができなくなり現在荒れている状態です。そこで譲受人が管理をし、耕作していくことで話がまとまり所有権の移転となりました。よろしくお願ひいたします。
8 番	番号11号について説明いたします。議席番号14番の委員さんと同じく特に問題ないと思います。	8 番	番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は農業廃止を希望しており、申請地について農業廃止するのであれば譲受人が引き受けるといった流れで申請に至りました。現在のところ農地として利用できる状態なので問題ないと思います。
議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	8 番	番号4号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は農業廃止を希望しており、申請地について農業廃止するのであれば譲受人が引き受けるといった流れで申請に至りました。現在のところ農地として利用できる状態なので問題ないと思います。
一 同	[なしの声あり]	9 番	番号5号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子です。現在、申請地の耕作は譲受人がしている状態で農地の所有権の移転となります。周辺農地への影響もないと思われます。
議長	ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号11号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。	9 番	番号6号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は新規就農であり、高齢のため耕作が困難な譲渡人の農地を購入するということで話がまとまり今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
一 同	[異議なしの声あり]	9 番	番号7号について説明いたします。譲受人は家庭菜園として申請地を利用しておられ、今回の申請で譲渡人から正式に所有権の移転を完了したいということで話がまとまりました。よろしくお願ひいたします。
議長	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号11号につきましては許可することと決定いたします。ここで関係する委員の入室を許可します。	10 番	番号8号について説明いたします。こちらの申請は先ほどの解約の件があがっていた案件と関係しております、残存小作の解約をした後に譲受人が購入するということで今回の申請となりました。
事務局	[関係委員入室]	10 番	番号9号について説明いたします。譲受人は養鶏をしており規模の拡大のため今回の申請地を譲渡人から購入するということで話がまとまりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	審議を続けます。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号12号から番号17号について、事務局の説明を求めます。	11 番	番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は知人です。もともと譲受人は譲渡人の農地を借りて耕作していたことがあり、それに続いて今回の申請地も規模拡大のため有償での申請となりました。よろしくお願ひいたします。
事務局	議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明させていただきます。	11 番	番号12号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲受人はインターネットで植物を販売しており、栽培するための農地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。現地を確認したところ綺麗に管理されており特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	[議案第3号 番号1号から番号10号、番号12号から番号17号を朗読]	15 番	番号13号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人ですが、申請地については過去に両者で話し合いが完了しており既に譲受人が耕作をしています。手続きのみが出来ていなかったため今回の申請となりました。現状は耕作中で特に問題ないと思います。
6 番	以上16件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。	17 番	番号14号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人より有償で所有権の移転をするということで今回申請されました。近隣
議長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。	3 番	番号14号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人より有償で所有権の移転をするということで今回申請されました。近隣
6 番	番号1号について説明いたします。譲受人は譲渡人の他の農地を耕作しております、その関係で今回の申請地を有償で所有権の移転をするという話になりました。現在、農地を確認したところ綺麗に管理されているため問題ないと思います。	3 番	番号14号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人より有償で所有権の移転をするということで今回申請されました。近隣
	番号2号について説明いたします。譲渡人は高齢で農地の管理が難しく、現在キャベツを作っている譲受人が経営規模の拡大を考えていたため話がまとまり今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。	5	番号14号について説明いたします。譲受人は新規就農で譲渡人より有償で所有権の移転をするということで今回申請されました。近隣

		との問題もないのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。		
事務局		番号15号について説明いたします。譲受人は新規就農であり自宅も近いということから耕作しやすい農地であると思います。また、農地についても整備されており、すぐにでも使用できる状態で周辺にも特に影響はございませんので問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。	議長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
20番		番号16号について説明いたします。申請地についてはもともと草が生えていましたが譲受人が管理をしていたことから、譲渡人が申請地を譲受人に使用してほしいとのことから今回の申請となりました。譲受人はみかんを植えるということで、現地を確認したところ特に問題ありません。	16番	番号1号について説明いたします。申請人は申請地を駐車場として使用する予定でしたが、許可を得ずに整備工事を行っていました。今回は無断転用の解消のための申請となります。現地を確認したところ、既に駐車場が完成しており駐車場内の排水も適切に処理されているため問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長		番号17号について説明いたします。番号16号と同じく管理が行き届いていない農地を譲受人が管理し、玉ねぎを植えていました。それに続いて所有権も移転する話になり今回の申請となりました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。	議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
一 同		[なしの声あり]	一 同	[なしの声あり]
議長		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	議長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。
一 同		[なしの声あり]	一 同	[異議なしの声あり]
議長		ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号12号から番号17号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。	議長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号につきましては適當と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
一 同		[異議なしの声あり]	事務局	議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。
議長		ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号、番号12号から番号17号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	事務局	[議案第5号 番号1号から番号2号を朗読]
事務局		議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。	議長	申請地は全て第2種農地となっています。以上2件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
		[議案第4号 番号1号を朗読]	事務局	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
		申請地は第2種農地となっています。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。	議長	番号2号について説明いたします。申請地は漁港に隣接しておりボートの格納庫として利用する予定です。周辺は山林化しており、申請地が転用されることによって周辺農地に影響が出ることはありません。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
			議長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同	[なしの声あり]	議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
議 長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。	8 番	番号1号について説明いたします。申請地を確認したところ荒廃し山林化しており、農地への復旧は困難であるため非農地が適当と思います。
一 同	[異議なしの声あり]	事 務 局	番号2号について説明いたします。申請地は農地として利用することは不可能です。周辺も全体的に山林化しており、周囲に影響はありません。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号2号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。14ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	3 番	番号3号について説明いたします。現状、雑木が生い茂っており農地利用は不可能だと思います。非農地が適当だと思います。
事 務 局	議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。	19 番	番号4号について説明いたします。昔はみかんなどの果樹を栽培していたようですが、それらが生い茂っており耕作は不可能です。よろしくお願ひいたします。
	[議案第6号 番号1号を朗読]	20 番	番号5号について説明いたします。申請地を確認できないほど荒廃しております非農地が適当と思います。
議 長	申請地は第2種農地になります。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われる所以ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。	1 番	番号6号について説明いたします。現地を確認したところ竹などが生えて全て山林化しております。
一 同	事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。	議 長	番号7号について説明いたします。番号6号と同じく、山林化しており非農地が適当だと思います。
議 長	[なしの声あり]	1 同	番号8号について説明いたします。申請地は竹などによって人が通れない程に荒れています。農地としての利用は不可能だと思いますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。
一 同	ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。	議 長	担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
議 長	[異議なしの声あり]	一 同	[なしの声あり]
一 同	ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第7号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	議 長	ないようございますので、議案第7号「非農地通知の件について」番号1号から番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。
事 務 局	議案第7号「非農地通知の件について」を説明いたします。	一 同	[異議なしの声あり]
	[議案第7号 番号1号から番号8号を朗読]	議 長	ないようですので、議案第7号「非農地通知の件について」の番号1号から番号8号につきましては適当と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	以上8件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。	事 務 局	議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いた

します。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和8年2月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は144筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和8年2月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一 同 〔なしの声あり〕

議長 ないようでございますので、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔異議なしの声あり〕

議長 ないようすで、議案第8号「農用地利用集積等促進計画の件について」の144件につきましては適当と認め、原案のとおり決定いたします。次に進めさせていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

〔議案第9号 番号1号から番号36号を朗読〕

以上36件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 〔なしの声あり〕

議長 ないでございますので、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号36号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 〔異議なしの声あり〕

議長 ないようすで、議案第9号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号36号につきましては原案のとおり決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

2. その他

(1) 1月定例総会について

日 時 令和8年1月20日(火)午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
1月7日(水)	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町:前谷 晃年 詫間町:松永 克喜	豊中町:長堀 和行 仁尾町:木下 一雄

(3) 配布物

令和7年度 西讃の農業を考える研修会

閉会【午後4時40分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議長

署名委員

署名委員